
中央大学大学院

法学研究科

出題意図・解答又は解答例

2025 年度入試

一般入試

特別選考入試

外国人留学生入試

社会人特別入試

行動する知性。

 **中央大学**

法学研究科 博士前期課程

「問題」の目次において○印のある科目について掲載しています。

専攻	試験科目	入試方式			入試時期	ページ
		特別	一般	外国人留学生		
公法・民事法・刑事法・ 国際企業関係法	英語	●	—	—	秋季	1
					春季	1
公法・民事法・刑事法	憲法	—	●	—	秋季	2
	行政法	—	●	—	秋季	3
	環境法	—	●	—	春季	4
	国際法	—	●	—	春季	5
	租税法	—	●	—	秋季	6
	民法	—	—	●	秋季	7
					春季	8
	商法	—	—	●	秋季	9
					春季	10
	刑法	—	—	●	秋季	11
					春季	12
刑事訴訟法	—	—	●	秋季	13	
刑事政策	—	—	●	春季	14	
国際企業関係法	経済法	—	●	—	秋季	15
	知的財産法	—	●	秋季	16	
				春季	17	
	国際法	—	—	●	春季	18
国際私法	—	—	●	春季	19	
政治学	英語	●	—	—	秋季	21
	政治学	—	●	—	秋季	22
	国際政治学	—	—	●	秋季	23
					春季	23
	政治史	—	—	●	秋季	24

法学研究科 博士後期課程

「問題」の目次において○印のある科目について掲載しています。

専攻	試験科目	入試方式			入試時期	ページ
		一般	社会人特別	外国人留学生		
公法・民事法・刑事法・ 国際企業関係法	英語	●	—		秋季	25
公法・民事法・刑事法	国際法		●		春季	26
	刑事訴訟法		●		秋季	27
	刑事政策		●		春季	28
国際企業関係法	国際法		●		春季	29
	情報法		●		春季	30

「解答または解答例」・「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学研究科
課程	博士前期課程
専攻	公法・民事法・刑事法・国際企業関係法専攻
入試方式	一般入試・外国人留学生入試（秋季・春季）
試験科目	英語
出題の意図	各専攻共通外国語の試験問題は、入学者選抜にあたって、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に則り、課程の教育研究を行う素養（すなわち「語学力」「論理能力」「計画性」）の中で、特に語学力（専門分野の文献を正確に読み取り、自らの見解を直截に文章化する言語能力）の習熟度を測ることを目的とした。
解答または解答例	<p>本試験問題は、著作物の著作権許諾処理の問題により公表できない。</p> <p>代わりに本試験問題の採点における観点を示す。</p> <p>（1）解答全体が内容面で論理的な展開となっているか。</p> <p>（2）専門文献の読解と論文作成に求められる学術的に適切な日本語運用能力を有しているか。</p>

「解答または解答例」・「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学研究科
課程	博士前期課程
専攻	公法・民事法・刑事法
入試方式	一般・外国人留学生（秋季）
試験科目	憲法
出題の意図	本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。
解答または解答例	<ul style="list-style-type: none"> ・問題文から憲法学上の問題点を読み取り、検討の対象として文化助成と行政、侵害と給付の区別及びその克服という論点が理解できているかを的確に把握することができるか。 ・関連判例として「宮本から君へ」事件（最二小判令和5年11月17日）について基本的な理解を前提に、本問との関係で適切に参照・位置づけることができるか。 ・必要に応じて学説に言及しつつ、特定の学説を暗記的に紹介するのではなく、問題の検討に即した形で活用することができるか。 ・法的な論述として、論点の整理や論証の流れが明確であり、全体として論理的な構成・表現となっているか。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学研究科
課程	博士前期課程
専攻	公・民事・刑事法
入試方式	一般・外国人留学生（秋季）
試験科目	行政法
出題の意図	<p>法学研究科のアドミッションポリシーに基づき、受験者が、1) 行政法に関する基礎的専門知識（実定法・判例法）と2) 論理的な思考を表現する能力を有しているか、の2点を確認する設問を出題した。解答の過程では、単なる知識の叙述を越えて、多面的、批判的にそれらを検討することも含まれ、行政法上の課題を探究する意欲も問うている。</p>
解答または解答例	<p>設問が求める解答は、一義的に定まらないが、1) 設問の趣旨を理解して、それについて適切な表現により答えているか、2) 行政法上の課題について探求する能力と意欲を備えているか、の2点を評価の指針とした。具体的には、行政法の意義・役割、体系・実定法上の主要制度、判例法を含む主要論点に関する基礎的専門知識の論述の際に論理的、多面的、批判的な考察を試みているか、について、評価した。</p>

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学研究科
課程	博士前期課程
専攻	公・民事・刑事法
入試方式	一般・外国人留学生（春季）
試験科目	環境法
出題の意図	<p>法学研究科のアドミッションポリシーに基づき、受験者が、1) 環境法に関する基礎的専門知識（実定法・判例法）と2) 論理的な思考を表現する能力を有しているか、の2点を確認する設問を出題した。解答の過程では、単なる知識の叙述を越えて、多面的、批判的にそれらを検討することも含まれ、環境法上の課題を探究する意欲も問うている。</p>
解答または解答例	<p>設問が求める解答は、一義的に定まらないが、1) 設問の趣旨を理解して、それについて適切な表現により答えているか、2) 環境法上の課題について探求する能力と意欲を備えているか、の2点を評価の指針とした。具体的には、環境法の基本原則の1) 意義と存在理由、2) 憲法・国際法を含む実定法・判例法との関係など基礎的専門知識の論述の際に論理的、多面的、批判的な考察を試みているか、について、評価した。</p>

「解答または解答例」・「出題の意図」

<p>2025年度</p> <p>研究科</p> <p>課程</p> <p>専攻</p>	<p>法学研究科</p> <p>博士前期課程</p> <p>公法専攻・民事法専攻・刑事法専攻・国際企業関係法専攻</p>
<p>入試方式</p>	<p>一般・外国人留学生（春季）</p>
<p>試験科目</p>	<p>国際法</p>
<p>出題の意図</p> <p>解答または解答例</p>	<p>国際法の各分野について基礎知識を有していることを前提に、大学院での研究に必要な思考力および分析力を問う。</p> <p>本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。</p> <p>設問A 以下の要件を満たした解答となっているか。</p> <p>①国際法の基本的概念が適切に記述されているか。</p> <p>②全体として論理的に構成され、明瞭に文章化されているか。</p> <p>③関連条文、学説、判例を体系的に理解し説明できているか。</p> <p>設問B</p> <p>①国際法の基本的概念が適切に記述されているか。</p> <p>②全体として論理的に構成され、明瞭に文章化されているか。</p> <p>③関連条文、学説、判例を体系的に理解し説明できているか。</p> <p>以上</p>

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学研究科
課程	博士前期課程
専攻	公・民事・刑事法
入試方式	一般入試・外国人留学生入試（秋季）
試験科目	租税法
出題の意図	<p>所得税・法人税・消費税から1問を選択することとしている。いずれもそれぞれの分野における基本的な問題であり、大学院における学習のために必要となる租税法の基礎知識の有無を確認することを意図している。なお、設問の性質上、唯一の解答があるわけではなく、下記の解答例もあくまでも一つの例として理解してほしい。</p> <p>問1は、未実現利得の問題を通じて、所得の意義、所得税法の理解、特に実現主義の意義について問うものである。なお、解答例は包括的所得概念を前提に論じているが、それ以外の考え方による解答を排除するものではない。</p> <p>問2は、企業会計と租税会計の関係、会計に関する法人税法の規定の意義について問うものである。なお、解答例とは異なり、東京高判平成25年7月19日訟務月報60巻5号1089頁等を挙げて、公正処理基準の内容を中心に論じてもかまわない。</p> <p>問3は、インボイスの意義やその長所・短所を問うことで、付加価値税の仕組み、特に課税と仕入税額控除との関係について問うものである。</p>
解答または解答例	<p>問1 所得税の課税物件は「所得」であるが、日本では所得税法に所得の定義がなく、その意義は解釈に委ねられている。この点に関しては、全ての経済的利得が所得に含まれるという、いわゆる包括的所得概念が支持されている（神戸地判昭和59年3月21日訟務月報30巻8号1485頁等参照）。</p> <p>ただし、所得税法は、所得を原則的に収入としてとらえている。すなわち、所得税法上は原則として実現主義が採用されていて、未実現利得は、経済的利得ではあっても、所得とはされていない。これは、未実現利得の算定のためには、全ての資産を毎年評価することが必要であるが、これが困難であること、また未実現利得を課税対象とすると、納税者が納税資金の確保に困難をきたすことが理由とされている。もっとも、未実現利得は、理論上は所得であるので、それに所得税を課しても、所得のないところに課税をしたことにはならない。所得税法上も、みなし譲渡の規定（所得税法59条1項）のように、例外的に未実現利得に課税をしている例がある。</p> <p>問2 事業活動による利益を算定するためには、会計という技術が必要であるが、利益を算定する目的に応じて、その方法は異なる。企業の経営状況を認識し、これを投資家に報告するために、企業会計があり、これが会計の基礎となる。また、会社法上の規制、特に配当可能利益の算定のために、商法会計がある。そして、法人税等の課税標準の算定のために、租税会計がある。そうすると、これらの会計の相互関係をどうするかが問題となる。</p> <p>この点に関して、法人税法は、公正処理基準に従って益金及び損金の計算をすべきことを定める（22条4項）。これは、原則として、企業会計に基づいて益金および損金の額を計算するということを意味する。その上で、租税会計の目的から必要があるときは、法人税法に別段の定めを置くことで対応している。</p> <p>さらに、法人税法が確定決算主義（74条1項）を採用していることや、会社法が公正処理基準について定めていることから、企業会計を基礎として商法会計があり、それらを基礎として租税会計があるという、いわゆる会計の三重構造を読み取ることができる。もっとも、実際には、損金経理の規定（法税2条25号）等のために、租税会計が企業会計上の処理に影響を与えること（逆基準現象）も少なくないといわれる。</p> <p>問3 付加価値税は、消費課税のうち多段階一般消費税に当たる。日本の消費税も付加価値税である。付加価値税は、各取引段階における付加価値を課税対象とする。もっとも、実際上は、付加価値を課税標準とするのではなく、売り上げを課税標準としつつ、仕入れに含まれる税額相当額の税額控除を認める、いわゆる仕入税額控除法が採用されている。</p> <p>このような課税方式においては、前の取引段階における課税と、次の取引段階における仕入税額控除の対応が極めて重要となる。これを確保する手段がインボイスである。これは、事業者が、物品・サービスを販売する際に、買手に転嫁した税額を記載した書類を交付するものである。</p> <p>インボイスの長所は、課税と仕入税額控除の対応を確実にすることで、適正な課税を確保する点にある。その他、仕入れを行った事業者は、インボイスに記載された金額を合計すれば、税額控除すべき金額が簡単に分かる。これは複数税率が採用されているときには特に便利である。また、売上金額とインボイスのクロスチェックにより、付加価値税の徴収確保を図ることができる。さらに、インボイスは、事業者に対する所得税、法人税の調査にも役立つといわれる。</p> <p>他方で、インボイスは、事業者でない者や免税事業者は発行することが認められない。そのため、事業者がこれらの者から仕入れを行うと、仕入税額控除が認められず、税負担の累積が生じる。また、事業者は、このことをきらって、免税事業者等との取引を避けることとなり、その結果として免税事業者等が取引から排除されるおそれがある。</p>

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

<p>2025年度</p> <p>研究科</p> <p>課程</p> <p>専攻</p>	<p>法学研究科</p> <p>博士前期課程</p> <p>公・民事・刑事法</p>
<p>入試方式</p>	<p>一般入試・外国人留学生入試（秋季）</p>
<p>試験科目</p>	<p>民法</p>
<p>出題の意図</p> <p>解答または解答例</p>	<p>過失相殺は、債務不履行、不法行為の両領域において、賠償額の調整原理として位置づけられるが、特に不法行為の領域において判例法理が発達している。すなわち、民法722条2項の文言である「被害者」に「過失」がある場合に限定されず、より広く、賠償額の調整原理（特に、減額法理）として活用されている。本問は、①大前提として損害賠償法理の枠組みを理解しているかどうか、②その枠組みの中で、過失相殺規定を（制度趣旨も含めて）正しく把握しているかどうか、③債務不履行と不法行為の両領域において、過失相殺はどのような違いがあるか、④過失相殺規定の適用範囲にはどのようなものがあるのか、⑤過失相殺で展開されている判例法理として、例えば、「被害者側の過失」や「寄与度減責」などの具体的問題を取り上げて、適切に展開できているかどうかなどを問う問題である。</p> <p>採点にあたっては、以下のことが答案に盛り込まれているかが評価の対象となる。</p> <p>(1) 不法行為に基づく損害賠償を請求し得るための要件について触れられている</p> <p>(2) 損害賠償額の調整（減額）原理として過失相殺規定があること（過失相殺の立法趣旨）に言及されている</p> <p>(3) 債務不履行の場面での過失相殺と、不法行為の場面での過失相殺の相違点に言及している</p> <p>(4) 被害者の過失はどの局面で考えられるかについて言及している</p> <p>(5) 民法722条2項の「過失」を認定するために、責任能力を有するかが展開されている</p> <p>(6) 被害者「側」に過失が認められる場合にも減額の対象となる場合があることに言及されている</p> <p>(7) 被害者の「素因」により損害が拡大した場合にも減額の対象となる場合があることに言及されている</p> <p>上記のうち、(5)～(7)においては、全てに言及する必要はないが、取り上げた内容については、表面的なものではなく、詳細に論じることが求められる。特に、（類推）適用が認められるための基準は何か、判例法理に従って自説を展開できていれば、高評価となる。</p>

「解答または解答例」・「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学研究科
課程	博士前期課程
専攻	公・民事・刑事法
入試方式	一般入試・外国人留学生入試（春季）
試験科目	民法
出題の意図	<p>本問は、「履行不能」の場面を想定し、履行障害法を体系的に理解できているかを問う問題である。履行障害法は、債権法の中心をなす1つの問題であり、大学院博士前期課程に入学するに値するか否かを問うための基礎的な問題として適切なものである。解答にあたっては、①不能の種類、②給付危険と対価危険の違い、③給付危険における「種類債権」と「不能」の関係（種類債権の特定の効果）、④対価危険における「解除」と「危険負担」の関係（不能の場合における法的取扱いも含む）、⑤不能解除の場合の要件、⑥損害賠償請求をなしうるための要件、⑦一部不能の場合の扱い（契約不適合責任も含む）、について言及することが求められる。なお、2017年の債権法改正において、履行障害法の内容も少なからず変容を遂げているが、その違いにも言及されていれば、加点対象となる。</p>
解答または解答例	<p>採点にあたっては、以下のことが答案に盛り込まれているかが望まれる。</p> <p>(1) 「不能」にはどのようなものがあるかについて言及している（原始的不能・後発的不能など）</p> <p>(2) 特に種類債権の場合、なお調達義務が課されるかという観点から、「給付危険」に言及している</p> <p>(3) 履行が不能となった場合における反対給付の帰趨（対価危険）に言及している</p> <p>(4) 不能な場合の法的取扱い（履行拒絶構成を採用していること）に言及している</p> <p>(5) 解除制度があるにもかかわらず、危険負担制度も併存することの意味について言及している</p> <p>(6) 不能解除（＝無催告解除）の条文および要件について言及している</p> <p>(7) 危険負担制度の枠組み（原則としての債務者主義と、例外の場面）について言及している</p> <p>(8) 履行不能に基づく損害賠償についての条文および要件について言及している</p> <p>なお、不能を全部不能と一部不能に分けて、特に一部不能の場合において契約不適合責任の問題となり得ること、2017年の債権法改正の前後によって「不能」の取扱いがどのように変化したか（無効構成から履行拒絶構成へ）などについて言及されていれば、なお多角的な検討がなされているという評価となる。</p>

「解答または解答例」・「出題の意図」

<p>2025年度</p> <p>研究科</p> <p>課程</p> <p>専攻</p>	<p>法学研究科</p> <p>博士前期 課程</p> <p>公・民事・刑事法専攻</p>
<p>入試方式</p>	<p>一般入試・外国人留学生入試（秋季）</p>
<p>試験科目</p>	<p>商法</p>
<p>出題の意図</p> <p>解答または解答例</p>	<p>商法（企業法）分野の主要なテーマについて、そのテーマに関する具体的な課題や論述を題材として、問いを的確に把握するとともに、自身の見解を論述することを求めることで、当該分野に関する基礎的知識の有無と課題に対する論理的な検討の可否を測ることを目的としている。</p> <p>本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。</p> <p>（採点時の観点）</p> <p>本試験問題は、商法（企業法）の主要な論争点を問う4問から1問を選択して解答を求めているが、各小問の採点時の観点は以下のとおりである。</p> <p>小問1 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設問に対し、問題の背景をなす事情も踏まえつつ、会社法の条文・趣旨等を適切に明示して答えていること。 ・解答内容に記載された事実や基礎的知識に誤りが無いこと。 ・重要な裁判例などを示して、論理的に論述されていること。 <p>小問2 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設問に対して会社法の条文・趣旨等を適切に明示して答えていること。 ・解答内容に記載された法律関係や基礎的知識に誤りが無いこと。 ・解釈上の争点などを示して、論理的に論述されていること。 <p>小問3 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設問に対して商法上の条文・趣旨等を適切に明示して答えていること。 ・解答内容に記載された法律関係や基礎的知識に誤りが無いこと。 ・解釈上の争点などを示して、論理的に論述されていること。 <p>小問4 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設問に対して商法および国際海上物品運送法上の条文・趣旨等を適切に明示して答えていること。 ・解答内容に記載された法律関係や基礎的知識に誤りが無いこと。 ・解釈上の争点などを示して、論理的に論述されていること。

「解答または解答例」・「出題の意図」

<p>2025年度</p> <p>研究科</p> <p>課程</p> <p>専攻</p>	<p>法学研究科</p> <p>博士前期 課程</p> <p>公・民事・刑事法専攻</p>
<p>入試方式</p>	<p>一般入試・外国人留学生入試（春季）</p>
<p>試験科目</p>	<p>商法</p>
<p>出題の意図</p> <p>解答または解答例</p>	<p>商法（企業法）分野の主要なテーマについて、そのテーマに関する具体的な課題や論述を題材として、問いを的確に把握するとともに、自身の見解を論述することを求めることで、当該分野に関する基礎的知識の有無と課題に対する論理的な検討の可否を測ることを目的としている。</p> <p>本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。</p> <p>（採点時の観点）</p> <p>本試験問題は、商法（企業法）の主要な論争点を問う4問から1問を選択して解答することを求めているが、各小問の採点時の観点は以下のとおりである。</p> <p>小問1 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設問に挙げられた会社法の条文の規定内容および趣旨について、解答に必要な限りで過不足なく述べられていること。 ・解答内容に記載された法律関係や基礎的知識に誤りがないこと。 ・裁判例などを示して、論理的に論述されていること。 <p>小問2 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設問に挙げられた会社法の条文規定をめぐる議論状況が正しく理解されていること。 ・解答内容に記載された事実や基礎的知識に誤りがないこと。 ・重要な裁判例などを示して、論理的に論述されていること。 <p>小問3 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設問に対して民法および商法上の条文・趣旨等を適切に明示して答えていること。 ・解答内容に記載された事実や基礎的知識に誤りがないこと。 ・重要な裁判例などを示して、論理的に論述されていること。 <p>小問4 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設問に対して手形法、商法および国際海上物品運送法上の条文・趣旨等を適切に明示して答えていること。 ・解答内容に記載された法律関係や基礎的知識に誤りがないこと。 ・解釈上の争点などを示して、論理的に論述されていること。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

<p>2025年度</p> <p>研究科</p> <p>課程</p> <p>専攻</p>	<p>法学 研究科</p> <p>博士前期課程</p> <p>公法・民事法・刑事法</p>
<p>入試方式</p>	<p>一般入試・外国人留学生入試(秋季)</p>
<p>試験科目</p>	<p>刑法</p>
<p>出題の意図</p> <p>解答または解答例</p>	<p>本試験問題は、法学研究科博士課程前期課程のアドミッション・ポリシーを前提に、受験者が法律学の基本的知識、就中刑法学の専門的知見を有しているか、またそれらを活用して論理的・多面的に思考・記述する能力を有しているかを確認することを意図している。</p> <p>設問は、刑法総論の領域で必ず議論される不作為犯、特に不真正不作為犯に関してその専門的理解の程度をはかろうとするものである。</p> <p>〈採点時の観点〉</p> <p>本試験問題は、その出題形式の性質に照らし、解答や解答例の公開は適当ではないと判断し、採点時の観点を示すこととする。本試験問題については、以下の3つの観点を軸に採点を行った。</p> <p>①不作為犯、特に不真正不作為犯という概念および特徴について、作為犯と対比したり具体例を示すなどしながら、刑法学的に正しく説明することができるか。</p> <p>②不真正不作為犯の成立要件をめぐる諸見解を提示し、かつそれぞれについて適切な説明を付すことができるか。そのうえで、いかなる考え方が妥当であるかを根拠を付しつつ説くことができるか。重要な判例を示すことができるか。</p> <p>③専門用語を適切に用いることができるか。全体的に、論理性を保った論述ができているか。学術論文を執筆するのにふさわしい日本語運用能力を備えているか。</p> <p>以上</p> <p>中止犯について論じなさい。</p> <p>〈出題の意図〉</p> <p>本試験問題は、法学研究科博士課程前期課程のアドミッション・ポリシーを前提に、受験者が法律学の基本的知識、就中刑法学の専門的知見を有しているか、またそれらを活用して論理的・多面的に思考・記述する能力を有しているかを確認することを意図している。</p> <p>設問は、刑法総論の領域で必ず議論される中止犯に関してその専門的理解の程度をはかろうとするものである。</p> <p>〈採点時の観点〉</p> <p>本試験問題は、その出題形式の性質に照らし、解答や解答例の公開は適当ではないと判断し、採点時の観点を示すこととする。本試験問題については、以下の3つの観点を軸に採点を行った。</p> <p>①中止犯の概念および特徴について、障害未遂概念と関連させたり、具体例を示すなどしながら、刑法学的に正しく説明することができるか。</p> <p>②中止犯をめぐる諸問題のうち、中止犯の成立要件や、刑の必要的減免の根拠など、主要なものを掲げ、それぞれについて理論的に正しく論じることができるか。重要な判例を示すことができるか。</p> <p>③専門用語を適切に用いることができるか。全体的に、論理性を保った論述ができているか。学術論文を執筆するのにふさわしい日本語運用能力を備えているか。</p> <p>以上</p>

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学 研究科
課程	博士前期課程
専攻	公法・民事法・刑事法
入試方式	一般入試・外国人留学生入試(春季)
試験科目	刑法
出題の意図	<p>本試験問題は、法学研究科博士課程前期課程のアドミッション・ポリシーを前提に、受験者が法律学の基本的知識、就中刑法学の専門的知見を有しているか、またそれらを活用して論理的・多面的に思考・記述する能力を有しているかを確認することを意図している。</p> <p>設問は、刑法総論の領域で必ず議論される不作為犯、特に不真正不作為犯に関してその専門的理解の程度をはかろうとするものである。</p> <p>〈採点時の観点〉</p> <p>本試験問題は、その出題形式の性質に照らし、解答や解答例の公開は適当ではないと判断し、採点時の観点を示すこととする。本試験問題については、以下の3つの観点を軸に採点を行った。</p> <p>①不作為犯、特に不真正不作為犯という概念および特徴について、作為犯と対比したり具体例を示すなどしながら、刑法学的に正しく説明することができるか。</p> <p>②不真正不作為犯の成立要件をめぐる諸見解を提示し、かつそれぞれについて適切な説明を付すことができるか。そのうえで、いかなる考え方が妥当であるかを根拠を付しつつ説くことができるか。重要な判例を示すことができるか。</p> <p>③専門用語を適切に用いることができるか。全体的に、論理性を保った論述ができていないか。学術論文を執筆するのにふさわしい日本語運用能力を備えているか。</p> <p>以上</p>
解答または解答例	<p>緊急避難の法的性質について論じなさい。</p> <p>〈出題の意図〉</p> <p>本試験問題は、法学研究科博士課程後期課程のアドミッション・ポリシーを前提に、受験者が法律学、就中刑法学に関する高度な専門的知見を有しているか、またそれらを活用して論理的・多面的・批判的に思考・記述する能力を十分に有しているかを確認することを意図している。</p> <p>設問は、刑法総論の領域で必ず議論される緊急避難の法的性質に関する専門的理解の程度およびその議論に内在する課題を示し論じる能力をはかろうとするものである。</p> <p>〈採点時の観点〉</p> <p>本試験問題は、その出題形式の性質に照らして、解答や解答例の公開は適当ではないと判断し、採点時の観点を示すこととする。本試験問題については、以下の3つの観点を軸に採点を行った。</p> <p>①緊急避難の法的性質をめぐる議論状況について、緊急避難の特徴を的確に示し、具体例を示すなどしながら、刑法学的に正しく説明することができるか。この議論の実益について理解できているか。</p> <p>②先行研究の基本的内容を踏まえ、自身が妥当と考える立場・見解を十分な根拠を付して示すことができるか。</p> <p>③厚みと適度な広がりをもつ論述内容になっているか。専門用語を適切に用いることができるか。論理性を十分に保った論述になっているか。学術論文を執筆するのにふさわしい高度な日本語運用能力を備えているか。</p> <p>以上</p>

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学 研究科
課程	博士前期課程
専攻	公法・民事法・刑事法
入試方式	一般入試・外国人留学生入試(秋季)
試験科目	刑事訴訟法
出題の意図 解答または解答例	<p>刑事訴訟法の重要論点のひとつである別件逮捕・勾留に関する理論状況について、正しい理解をしているかを確認すること</p> <p>解答例</p> <p>*以下に示すのは、あくまでも解答例であって、正解という趣旨ではありません。また、どの見解に依拠したとしても、首尾一貫した論述がなされているかどうかを審査しています。</p> <p>別件逮捕・勾留とは、甲事件(本件)については被疑者を逮捕・勾留するだけの嫌疑が十分でなく、その取調べのために乙事件(別件)を利用することをいう。別件逮捕・勾留として問題となるのは、甲事件の罪名が重大犯罪であるのに対して、乙事件の罪名が比較的軽微な犯罪である場合である。</p> <p>別件逮捕・勾留の適法性判断基準については、従来、別件基準説と本件基準説が主張されてきた。</p> <p>別件基準説とは、逮捕・勾留の基礎となった被疑事実につき、逮捕・勾留の要件を充足しているかを判断し、それが肯定される場合には当該逮捕・勾留を適法とする見解である。これに対して、本件基準説とは、別件について逮捕・勾留の要件を形式的に充足していたとしても、捜査機関が別件での逮捕・勾留を主として本件の取調べに利用する意図・目的であった場合には、逮捕・勾留は違法になるとする見解である。</p> <p>逮捕・勾留の適法性が問題となるのは、公判段階だけでなく、逮捕状請求時や勾留請求時にも含まれる。逮捕状請求時や勾留請求時に、裁判官が捜査機関の意図・目的を考慮に入れて逮捕・勾留の可否を判断することは非常に困難である。その意味で、本件基準説は妥当ではない。他方で、形式的に逮捕・勾留の要件を充足しているだけで逮捕・勾留を適法とし、逮捕・勾留後の捜査のあり方を一切考慮しないことになりかねない別件基準説にも問題がある。</p> <p>そこで、逮捕状請求時や勾留請求時に要件を充足していたとしても、別件での逮捕・勾留中に、もっぱら本件の取調べが行われた場合には、別件での逮捕・勾留はその要件を失ったとみる見解(要件消滅説)が妥当であると解する。</p> <p>なお、逮捕・勾留中に行われる捜査は取調べに限定されるものではない。例えば、本件の取調べを行った間、他の捜査官が別件についての裏付け捜査・聞き取り捜査、別件被疑事実に関連する証拠物についての解析等を行っているのであれば、別件での逮捕・勾留中に本件の取調べをもっぱら行ったとみるべきではない。</p> <p>このように、別件逮捕・勾留の適法性を判断するに当たっては、別件被疑事実について逮捕・勾留の要件を充足していることを前提として、その逮捕・勾留期間に、どのような捜査が行われていたのかを総合的に考慮する必要があると解する。</p>

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

<p>2025年度</p> <p>研究科</p> <p>課程</p> <p>専攻</p>	<p>法学研究科</p> <p>博士前期課程</p> <p>公法・民事法・刑事法</p>
<p>入試方式</p>	<p>一般入試・外国人留学生入試（春季）</p>
<p>試験科目</p>	<p>刑事政策</p>
<p>出題の意図</p> <p>解答または解答例</p>	<p>選択問題のうち(1)は日本の組織犯罪対策についての知識と理解度を問うものであり、(2)は死刑存廃論争における論点の理解を問うものである。</p> <p>(1)については、まず暴力団情勢とそれへの対策を述べることが期待された。すなわち、戦後における暴力団情勢の推移、とりわけ資金獲得活動の推移について説明することが期待された。これに対する対策としては、首領の検挙活動の強化、暴力団対策法の制定、組織的犯罪処罰法の制定、暴力団排除条例の制定と民間における反社会的勢力排除の動向を説明することが求められる。</p> <p>(2)については、死刑存廃論の論点として、死刑廃止の国際的な動向、国家が国民の生命を絶つことの妥当性・憲法適合性、一般予防の効果の有無、誤判の可能性、加害者に対する国民感情・被害者感情を刑法に反映することの妥当性などがあることを挙げ、それぞれについて死刑廃止の立場、死刑存置の立場を説明した上で、自説を展開することが期待された。</p>

「解答または解答例」・「出題の意図」

<p>2025年度</p> <p>研究科</p> <p>課程</p> <p>専攻</p>	<p>法学研究科</p> <p>博士前期課程</p> <p>国企業法専攻</p>
<p>入試方式</p>	<p>一般・外国人留学生（秋季）</p>
<p>試験科目</p>	<p>経済法</p>
<p>出題の意図</p> <p>解答または解答例</p>	<p>・一つの法体系における複数の関連しあう規定の関係性について問うている。</p> <p>・適用法条の選択という法律学における特定の法律の体系的理解の確認、また、関連する先例等の言及の確認等を通して今後研究対象となる法律分野の理解度を把握するための本試験問題である。</p> <p>・本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点として、以下の諸点を満たした解答となっているかを問う。</p> <p>(1) 先例や関連資料に基づく適切な条文解釈が行われているか。</p> <p>(2) それらが論理的に公正され、過不足ない内容で、明晰に文章化されているか。</p>

「解答または解答例」・「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学研究科
課程	博士前期課程
専攻	国際企業関係法専攻
入試方式	一般・外国人留学生（秋季）
試験科目	知的財産法
出題の意図 解答または解答例	<p>日本の知的財産法について、基礎的な知識を有し、適切な条文を指摘できる能力があるかを見る。</p> <p>(a)特許製品の場合 発明の実施について、特許法2条3項1号に「物の発明にあつては、そのものの生産、使用、譲渡等…」と規定されている。ただし、国内で特許権者又は特許権者から許諾を得た者によって譲渡が行われた特許製品については、その後の輻転譲渡に関しては、権利が消尽したと解される（ファーストセール・ドクトリン）。</p> <p>真正品の並行輸入について、判例では、外国の特許権者と日本の特許権者が同一もしくは同一視できる場合であつて、日本への輸入などを特に禁止するような留保がないときは、日本国内での特許権侵害とならないとされている。その理由として、円滑な流通の確保および二重の利得の禁止が挙げられる。</p> <p>もっとも、最高裁判例が、特許権の国際消尽を認めたものか否かについては争いがある。</p> <p>(b)著作物の場合 著作権法26条の2第2項は、映画の著作物以外の著作物の原作品又は複製物が、譲渡権者又はその許諾を得た者によって譲渡された場合には、1号及び4号で国内消尽、5号で国際消尽することを規定している。</p> <p>映画の著作物については26条で頒布権が規定されており、権利の消尽が生じるかが問題となる。頒布とは、有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする（著作権法2条1項19号）と規定されており、映画の著作物の複製物を譲渡するためにはその都度頒布権者の許諾が必要となる。</p> <p>しかし、判例は、これは映画の配給制度を前提としたものであり、公衆に提示することを目的としない映画の著作物の複製物については、国内での譲渡に係る頒布権は消尽しうると解している。その理由は、特許権と同じものが挙げられている。</p> <p>もっとも、国際消尽については、過去にこれを否定した下級審判例もあるが、現在では、映画の著作物に関しても、公衆に提示することを目的としない複製物の譲渡に関しては、26条の2第2項5号が類推適用されるとする見解が有力である。</p>

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学研究科
課程	博士前期課程
専攻	国際企業関係法専攻
入試方式	一般・外国人留学生（春季）
試験科目	知的財産法
出題の意図 解答または解答例	<p>日本の知的財産法について、基礎的な知識を有し、適切な条文を指摘できる能力があるかを見る。</p> <p>(1) 著作権法4条に著作物の公表が定義されている。著作権法4条1項によれば、音楽著作物については、発行された場合、演奏権者等によって演奏または公衆送信の方法で公衆に提示された場合に公表されたものとされる。</p> <p>著作権法3条には著作物の発行が定義されている。著作権法3条1項によれば、著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、複製権者等によって作成され、頒布された場合に発行されたものとされる。</p> <p>著作権法2条5項は、「「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。」と規定しており、相手方が不特定の場合または特定多数に該当する場合は「公衆」と解される。</p> <p>著作権法2条1項19項は、「頒布」について、「有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与すること」と定義している。</p> <p>よって、本問においては、BまたはBから許諾を得た者等が、不特定者または特定多数の者の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物を作成し、譲渡又は貸与を既に行っている場合、不特定者又は特定多数の者の前で演奏を既に行っている場合、不特定者又は特定多数のものに対して送信を既に行っている場合には、「公表された」ということができる。</p> <p>(2) 著作権法26条の3は貸与権について規定している。貸与権は、著作者が、その著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利であるから、AがCDを貸与する相手方が特定少数に該当する場合は貸与権の対象とはならない。</p> <p>AがCDを貸与する相手方が公衆である場合であっても、著作権法38条4項によって貸与権が制限される。38条4項によれば、「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により公衆に提供することができる」。</p> <p>よって、①貸与の相手方が特定少数であること、②相手方が公衆である場合には貸与が非営利かつ無償であることが、「公表された著作物であること」以外の権利侵害に当たらないための要件である。</p>

「解答または解答例」・「出題の意図」

<p>2025年度</p> <p>研究科</p> <p>課程</p> <p>専攻</p>	<p>法学研究科</p> <p>博士前期課程</p> <p>公法・民事法・刑事法・国際企業関係法専攻</p>
<p>入試方式</p>	<p>一般・外国人留学生（春季）</p>
<p>試験科目</p>	<p>国際法</p>
<p>出題の意図</p> <p>解答または解答例</p>	<p>国際法の各分野について基礎知識を有していることを前提に、大学院での研究に必要な思考力および分析力を問う。</p> <p>本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。</p> <p>設問A 以下の要件を満たした解答となっているか。</p> <p>①国際法の基本的概念が適切に記述されているか。</p> <p>②全体として論理的に構成され、明晰に文章化されているか。</p> <p>③関連条文、学説、判例を体系的に理解し説明できているか。</p> <p>設問B</p> <p>①国際法の基本的概念が適切に記述されているか。</p> <p>②全体として論理的に構成され、明晰に文章化されているか。</p> <p>③関連条文、学説、判例を体系的に理解し説明できているか。</p> <p>以上</p>

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学研究科
課程	博士前期課程
専攻	国際企業関係法専攻
入試方式	一般入試・外国人留学生入試（春季）
試験科目	国際私法
出題の意図	<p>国際私法全体の理解を問いつつ、その深さも測れる問題を出題している。</p>
解答または解答例	<p>国際私法上、公序とは、法律の条文上は、法の適用に関する通則法（以下、通則法）42条及び22条の見出しにある表現であるが、通常は、通則法42条に定められている「公の秩序又は善良の風俗」の略語として、さらには、通則法42条に定められている内容そのもの、すなわち、外国法の適用が公序良俗に反することを理由に排除されることをいうものである。</p> <p>（*フランス法のordre publicに由来する表現であること等の説明があれば加点／民事訴訟法118条3号に言及があれば加点）</p> <p>一般に、独立抵触規定により、連結点を通じて準拠法を指定する際、外国法の内容は参照されることはない。とりわけ双方向的抵触規定による準拠法の決定は、国内法と外国法とが対等の資格で併存することを前提にしているため、国内法と異なる外国法も、その内容を確認することなく適用されるべきことは、当然のことである。とはいえ、準拠法の適用結果がいかなるものであっても、常に外国法の適用が維持されるべきであるとすれば、いかなる結論であっても、司法判断として国家により強制的をもって実現されることとなってしまう、かえって、外国法を適用した涉外事件の解決それ自体が問題となりかねないこととなる。ここにおいて、外国法の適用結果のいかんによっては、やむを得ずその適用を排除すべき余地を残しておく必要がある。これが公序である。このため、公序は、双方向的抵触規定の安全弁と呼ばれることもある。独立抵触規定を通じた準拠法指定の例外的修正ないし変更であり、公序違背による外国法の適用排除は、謙抑的に行われるべきものである。</p> <p>（*積極的公序への言及もあれば加点）</p> <p>以下、通則法42条につき、その要件及び効果について述べる。</p> <p>まず、要件となるのは、「外国法によるべき場合」である。反致（通則法41条本文）と異なり、本国法である場合等の制約はない。そして、「その規定の適用」が要件とされる。「適用」が問題とされるのは、国内法と外国法の対等性に鑑み、外国法の内容それ自体を問題とするのではなく、外国法の規定を適用した結論が公序違背の有無の審査対象とされるためである。それゆえ、外国法の内容ではなく、あくまでその規定の適用結果が、公序違背の有無の審査対象とされる。</p> <p>（*平成元年改正前法例からの変更に関及があれば加点）</p>

こうした外国法の適用結果が、「公の秩序又は善良の風俗に反するとき」は、当該外国法が適用されないことになるのであるが、ここにいう公序に反するときとは、いかなるときをいうか。この要件は、開かれた法律要件であるため、法的安定性の観点から、より具体的な基準ないし類型化が求められるところ、一般には、内国牽連性と適用結果の異常性が挙げられる。内国牽連性とは、事案と内国との結びつきの強さをいい、これが相当程度に強くなければ、そもそも公序違反は認定できないものである。適用結果の異常性とは、内国強行法の適用結果と、単に結論が異なるというにとどまらず、その結論を国家が強制力をもって実現させることがいかにもおかしい場合に認められる。

かくして公序違反が認められる場合には、その効果として、外国法の規定の適用が排除されることになる。もとより、問題になる規定が存在しないために、得られた結論が公序に反する場合、たとえば、離婚が求められている事案において、準拠法たる外国法が離婚を認めていない場合に、離婚を認めないという結論が公序に反するとされる場合には、準拠法たる外国法全体が適用されないことになる。

(* 外国法の適用排除につき、特定の規定のみが排除されるか、全体が排除されるかに言及があれば加点)

このように外国法の適用が排除された後で、問題はいかに判断されるべきか。通則法42条には、直接的な定めはない。この点、解決基準たる外国法の適用が排除されたため、解決基準に欠缺が生じていることを前提に、その欠缺を埋めるため、法廷地法を適用するという考え方（法廷地法説）、最も密接な関係に次ぐ準拠法を選び直す考え方（代用連結説）等があり、裁判例の多くは、法廷地法説を採用しているが、代用連結説を採用しても、とりわけ公序違反の審査にあたり、内国牽連性が相当に強くなければ公序違反が認定されないとすれば、最も密接な関係に次ぐ順位の準拠法は、典型的に法廷地法たる日本法である可能性も高く、結論的に両者に違いはほとんど生じないという可能性もある。

(* 欠缺否認論に言及があれば加点)

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学研究科
課程	博士前期課程
専攻	政治学
入試方式	一般入試・外国人留学生入試（秋季）
試験科目	英語（政治学）
出題の意図	大学院での学習・研究に必要なと考えられるレベルの英語力の有無を日本語訳によって確認することを意図している。広い意味での政治学分野のトピックを題材にしており、政治学分野について基本的な知識や素養を確認することも副次的な目的である。
解答または解答例	著作物の権利処理の問題により公表できない

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学 研究科
課程	博士前期課程
専攻	政治学
入試方式	一般入試・外国人留学生入試（秋季）
試験科目	政治学
出題の意図	<p>法学研究科のアドミッションポリシーに基づき、受験者が、政治学の基礎的専門知識を有しているか、論理的な思考力をもち、その思考の結果を適切に言いあらわす表現力を身につけているかを確認する設問を出題した。具体的には、政治学の専門的なテーマとして「ナショナリズム」あるいは「ケアの政治」のいずれか1つを選択し、それぞれのテーマについて基礎的専門知識を活用して論理的・批判的に考察し、政治学の専門的なテーマについて探究する能力と意欲を有しているかを評価する問題としている。</p>
解答または解答例	<p>本試験問題は論述式の試験方式を採用しており、唯一の正解を有するものではないところから、解答や解答例ではなく、採点の観点を次に示す。</p> <p>(1) 設問1・2（1問選択）に共通する採点の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設問の趣旨を理解し、求められていることを論述しているか。 ・専門的なテーマについて探究する能力と意欲を有しているか。 <p>(2) 各設問について</p> <p>①設問1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治学におけるナショナリズム研究（理論・実証）に基づき、ナショナリズムの長所と短所を的確に整理しているか ・ナショナリズムを擁護すべきか、批判すべきか、根拠を示して論理的・説得的に主張を述べているか。適切に表現できているか。 <p>②設問2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ケア」の概念について政治学の研究に基づき定義できているか。 ・「ケアをめぐる政治」について(a)政治理論・政治哲学、(b)実証研究、のいずれか、あるいは双方にわたり論理的・批判的に考察し、その内容を適切に表現できているか。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学 研究科
課程	博士前期課程
専攻	政治学
入試方式	一般入試・外国人留学生入試（秋季・春季）
試験科目	国際政治学
出題の意図	<p>本試験は、法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、受験者が国際政治学に関する学部卒業相当の歴史的及び理論的知見について基礎的な知識と資質を有しているか、以下について確認することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学術研究に必要不可欠である基礎的知識、思考様式、研究方法を十全に習得しているか ●自らの知識を自在に運用し、与えられた問題についての確かつ論理的に応用することができるか ●高度な日本語運用能力に基づいたアカデミックかつ説得的な記述を展開できるか
解答または解答例	<p>本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。</p> <p>問I 国際政治学における歴史的アプローチについて、以下の要件を満たした解答となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●問題内容を的確に理解し、論理的に一貫性のある記述を、過不足ない内容で、明晰に文章化できているか。 ●回答の展開が論理的であることはもちろん、その根拠となる事例やデータについての十分な知見を持ち、かつこれを適切かつ説得的に答案に活用できているか。 ●国際政治学における歴史的な概念を十分に習得し、その歴史的意義を理解し、かつこれをふまえたうえで適切に答案に活用できているか。 <p>問II 国際政治学における理論的アプローチについて、以下の要件を満たした解答となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●問題内容を的確に理解し、論理的に一貫性のある記述を、過不足ない内容で、明晰に文章化できているか。 ●回答の展開が論理的であることはもちろん、その根拠となる事例やデータについての十分な知見を持ち、かつこれを適切かつ説得的に答案に活用できているか。 ●国際政治学の理論及び関連する概念を明晰に理解し、その起源と展開に関する十分な知見を有し、かつこれをふまえたうえで適切に答案に活用できているか。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学研究科
課程	博士前期課程
専攻	政治学
入試方式	一般入試・外国人留学生入試(秋季)
試験科目	政治史
出題の意図	<p>本試験は、受験者が自ら専攻として志望する政治史について十分な専門知識を有しているか、また、その知識を論理的に記述する能力を備えているかを確認することを目的とする。日本政治史専攻志望者は問1を、西洋政治史志望者は問2を選択することを想定して出題した。</p> <p>問1は、近代の日本政治史の中心的なテーマである政党政治の発展と後退について、明治憲法の性格や内容と関係づけながら論じさせる内容であり、個別の論点というよりも大きな歴史の流れを把握しているかどうかを確認し、受験者の総合的な専門知識を評価することを意図した。</p> <p>問2は、西欧の代表的な政党類型のひとつである社会民主主義政党について、複数の事例を比較しながら政党の歴史的過程を論じるに内容であり、時代と地域を幅広く問うことで受験者の専門知識と論理的記述能力を評価することを意図した。</p>
解答または解答例 (採点時の観点)	<p>本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公開することが適切でないと判断し、採点時の観点を以下に示す。</p> <p>問1は、以下の3点を基準と想定して出題した。第一に、出題の内容を正確に把握し、政党政治と明治憲法を関連づけているか、第二に、具体的な歴史的事例に適切に言及しているか、第三に、文章が論理的に矛盾なく記述されているか、を考慮して採点した。</p> <p>問2は、以下の3点を基準と想定して出題した。第一に、出題で支持された事項を包摂しつつ、具体的な歴史的事例に言及されているか、第二に、複数の事例を整合的な基準に基づいて比較できているか、第三に、文章が論理的に矛盾なく記述されているか、を考慮して採点した。</p>

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度 研究科 課程 専攻	法学研究科 博士後期課程 公・民事・刑事
入試方式	一般（秋季）
試験科目	英語
出題の意図	各専攻共通外国語の試験問題は、入学者選抜にあたって、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に則り、課程の教育研究を行う素養（すなわち「語学力」「論理能力」「計画性」）の中で、特に語学力（専門分野の文献を正確に読み取り、自らの見解を直截に文章化する言語能力）の習熟度を測ることを目的とした。
解答または解答例	本試験問題は、著作物の著作権許諾処理の問題により公表できない。 代わりに本試験問題の採点における観点を示す。 （1）解答全体が内容面で論理的な展開となっているか。 （2）専門文献の読解と論文作成に求められる学術的に適切な日本語運用能力を有しているか。

「解答または解答例」・「出題の意図」

<p>2025年度</p> <p>研究科</p> <p>課程</p> <p>専攻</p>	<p>法学研究科</p> <p>博士後期課程</p> <p>公・民事・刑事・国法専攻</p>
<p>入試方式</p>	<p>一般・社会人・外国人（春季）</p>
<p>試験科目</p>	<p>国際法</p>
<p>出題の意図</p> <p>解答または解答例</p>	<p>国際法の各分野について基礎知識を有していることを前提に、大学院での研究に必要な思考力および分析力を問う。</p> <p>本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。</p> <p>設問A 以下の要件を満たした解答となっているか。</p> <p>①国際法の基本的概念が適切に記述されているか。</p> <p>②全体として論理的に構成され、明晰に文章化されているか。</p> <p>③関連条文、学説、判例を体系的に理解し説明できているか。</p> <p>設問B</p> <p>①国際法の基本的概念が適切に記述されているか。</p> <p>②全体として論理的に構成され、明晰に文章化されているか。</p> <p>③関連条文、学説、判例を体系的に理解し説明できているか。</p> <p>以上</p>

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

<p>2025年度</p> <p>研究科</p> <p>課程</p> <p>専攻</p>	<p>法学研究科研究科</p> <p>博士後期課程</p> <p>公法・民事法・刑事法専攻</p>
<p>入試方式</p>	<p>一般入試・社会人入試・外国人留学生入試(秋季)</p>
<p>試験科目</p>	<p>刑事訴訟法</p>
<p>出題の意図</p> <p>解答または解答例</p>	<p>訴因制度の理解を通じて、刑事訴訟法の基本的理解を確認すること</p> <p>解答例</p> <p>*以下で示す文章は、正解を示すという趣旨ではなく、解答の指針を示す趣旨で作成したものである。</p> <p>刑訴法256条3項は、「公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。」と定める。公訴事實とは、被告人が犯したものとして検察官が主張する、起訴状に記載された犯罪事実である。訴因とは、この公訴事實の記載形式を意味する。すなわち、日時・場所・方法等によって具体化された罪となる事実という形式で、起訴状に公訴事實が記載されることになる。そのため、公訴事實と訴因は同義ということになり、訴因とは、罪となるべき事実と日時・場所・方法等から構成されることになる。</p> <p>256条3項は、訴因が明示されることを要求する。これは、裁判所に対して審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防御の範囲を示すことを目的とする。したがって、訴因の機能とは、審判対象の画定と防御の範囲の画定ということになる。</p> <p>審判対象を画定する権限を有するのは、検察官のみである。そのため、裁判所の審理・判決の対象は、検察官の設定した訴因に限定される。その結果、被告人の防御範囲も、検察官が設定した訴因の範囲に限定される。つまり、審判対象と防御範囲は一致することになる。したがって、審判対象が画定されれば防御範囲を画定されることになるため、訴因の機能として着目すべきなのは、審判対象の画定という側面ということになる。</p> <p>罪となるべき事実とは、特定の構成要件に該当する事実を意味する。したがって、訴因が特定され、審判対象が画定されていると言えるためには、特定の構成要件に該当することが判別できる程度に具体的事実が示されていることが必要となる。また、審判対象の画定という見地から、訴因として記載される犯罪事實は、他の犯罪事実と識別・区別できる程度に具体解されたものでなければならない。</p>

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

2025年度	
研究科	法学研究科
課程	博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法専攻
入試方式	一般入試・社会人入試・外国人留学生入試（春季）
試験科目	刑事政策
出題の意図 解答または解答例	<p>選択問題のうち、(1)は犯罪学のデジスタンス理論に関する知識と理解度を問うものであり、(2)は女性に対する暴力すなわち性犯罪と配偶者暴力やストーカー等について、我が国における現状とそれへの対策に関する知識と理解度を問うものである。</p> <p>(1)については、まず離脱理論が、ライフコース理論におけるコーホート分析から導出された理論であることを説明することが期待された。その上で、離脱理論の中の学説として、ターニングポイント説、認知的転換説等についてその詳細を説明することが求められた。さらに、離脱理論の発展形として、グッドライフモデルを説明することができれば、さらに加点の対象とすることとした。</p> <p>(2)については、まず、性犯罪の認知件数等の状況、暗数の状況、性犯罪被害者の実情等について説明することが期待された。その上で、かつての強姦罪の問題点を指摘し、現在の不同意性交等罪に至る経緯、時効規定の撤廃について説明するとともに、ワンストップ支援センターなど被害者支援の取組について説明することが求められる。さらに、リベンジポルノ、盗撮、グルーミング等についても言及すれば加点の対象とすることとした。</p> <p>さらに、配偶者暴力について、日本における実態、暴力を受けながら女性が加害者との関係を継続する理由等について説明した上で、配偶者暴力防止法の仕組、警察における人身安全事案への取組、配偶者暴力相談支援センターの取組、民間シェルターの取組等について説明することが求められる。</p> <p>ストーカーについては、日本におけるストーカーの現状、ストーカー加害者の病理等について説明した上で、ストーカー規制法の仕組みとその課題等について論ずることが求められる。</p>

「解答または解答例」・「出題の意図」

<p>2025年度</p> <p>研究科</p> <p>課程</p> <p>専攻</p>	<p>法学研究科</p> <p>博士後期課程</p> <p>公・民事・刑事・国法専攻</p>
<p>入試方式</p>	<p>一般・社会人・外国人（春季）</p>
<p>試験科目</p>	<p>国際法</p>
<p>出題の意図</p> <p>解答または解答例</p>	<p>国際法の各分野について基礎知識を有していることを前提に、大学院での研究に必要な思考力および分析力を問う。</p> <p>本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。</p> <p>設問A 以下の要件を満たした解答となっているか。</p> <p>①国際法の基本的概念が適切に記述されているか。</p> <p>②全体として論理的に構成され、明晰に文章化されているか。</p> <p>③関連条文、学説、判例を体系的に理解し説明できているか。</p> <p>設問B</p> <p>①国際法の基本的概念が適切に記述されているか。</p> <p>②全体として論理的に構成され、明晰に文章化されているか。</p> <p>③関連条文、学説、判例を体系的に理解し説明できているか。</p> <p>以上</p>

3 について

上記2で用いたモデルにより論ずべき点異なる

(1) 「情報セキュリティ対策モデル」に基づく観点

情報セキュリティは、この4つのいずれが欠けても不完全となることが知られている。

(2) 「情報過程モデル」に基づく観点

情報過程に応じて、具体的に想定される個人情報・プライバシー侵害リスクが異なる。

(3) 「古典的プライバシー権から現代的プライバシー権への発展モデル」に基づく観点

段階的な社会構造変化がプライバシー保護の必要性を変化させている。

4 それらの相互関係

上記2で用いたモデルにより論ずべき点異なる

(1) 「情報セキュリティ対策モデル」に基づく観点

これら4つの観点は相互補完的であると同時に資源の奪い合いという関係にもある。たとえば、技術的安全確保は費用の増大を伴うが、その捻出のために人的コスト削減を行うと、組織倫理崩壊を導くリスクが拡大するといった課題がある。

(2) 「情報過程モデル」に基づく観点

情報過程に応じて想定されるリスクの違いは、異なる対策を必要とするが、伝統的な法的対応は、公表という方法での利用段階を念頭に構築されている（その典型例が「宴のあと事件」）。日本の判例法は、情報収集等先行する段階についても、このモデルの変形で対応するために、法的保護に欠ける点があり、技術的対応が強調されざるを得ないという課題がある。

(4) 「古典的プライバシー権から現代的プライバシー権への発展モデル」に基づく観点

マスメディアによるプライバシー侵害（私的事柄の暴露）に対して不法行為法で対応する古典的プライバシー権論は、コンピュータ化・ネットワーク化（グローバル化）・私的空間と公的空間の曖昧化を特徴とする現代社会では、そのままでは不十分であるが、これに代替する現代的プライバシー権論構築は、依然として形成途上にある。とりわけ、EUとアメリカ合衆国のアプローチの差が大きく、グローバル化する社会の混乱要因の一つとなっている。